

16独評第72号
平成16年8月30日

独立行政法人農薬検査所
理事長 森田 健二 殿

独立行政法人評価委員会
委員長 松本 聡



独立行政法人農薬検査所の平成15事業年度における業務実績の
評価結果について

このことについて、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条
第3項の規定に基づき、別紙のとおり業務実績の評価結果を通知する。



独立行政法人農薬検査所 平成15年度業務実績評価シート

[中期目標・中期計画の各項目ごとの評価]

(大項目、 中項目、 小項目、 細項目、 微項目)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標及び評価方法等	事業年度報告及び特記事項	評価																										
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	業務運営の効率化	中項目の評価指標 農薬の検査：A 農薬G L P適合確認：A 業務運営の効率化による経費の抑制：A (Aの判定基準： 「 検査業務の効率化」がAかつ「 検査業務の効率化のための措置」がB以上	A																										
1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の品質の適正化及び安全性の確保に資するため、その検査の質を確保しつつ、検査業務の効率化を図ることにより、従来の検査内容について1申請当たりの検査期間 ⁽¹⁾ を5%削減する。 (1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。	1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、従来の検査内容について、次の措置を講じることにより、平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた農薬の平均検査期間 ⁽¹⁾ を基準として1申請当たりの検査期間 ⁽¹⁾ を5%削減する。 (1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。	1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、1申請当たりの検査期間 ⁽¹⁾ を削減するよう、平成15年度においても引き続き次の措置を講じる。 (1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。	農薬の検査 検査業務の効率化 指標 = 各年度における1申請当たりの平均検査期間の削減 (基準：平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた農薬の平均検査期間) A：基準と比して削減率n%以上 B：基準と比して削減率n/2%以上n%未満 C：基準と比して削減率n/2%未満 (平成13年度 n = 1 平成14年度 n = 2 平成15年度 n = 3 平成16年度 n = 4 平成17年度 n = 5)	小項目の評価指標 検査業務の効率化：A 検査業務の効率化のための措置：A (Aの判定基準： 「 検査業務の効率化」がAかつ 「 検査業務の効率化のための措置」がB以上)	A																										
				「検査業務の効率化」は、農薬の1件当たりの検査期間を短縮することにより、農薬の検査全体として効率化を達成しようとするものである。 【事業報告書の記述】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基準必要</th> <th colspan="2">基準値不要</th> </tr> <tr> <th>通常</th> <th>緊急監査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査指示(件)</td> <td>51</td> <td>1,907</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>検査終了(件)</td> <td>10</td> <td>1,096</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>平均期間(ヶ月)</td> <td>9.7</td> <td>7.0</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(全体6.3ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>目標期間(ヶ月)</td> <td>11.8</td> <td colspan="2">5.6</td> </tr> </tbody> </table> *他1,421件の再登録検査 検査指示：当年度+前年度継続の合計数 基準必要：農取法第3条第1項第4号~第7号の基準設定が必要な農薬 緊急検査：農薬取締法改正によるマイナー作物の緊急登録要望農薬の検査		基準必要	基準値不要		通常	緊急監査	検査指示(件)	51	1,907	147	検査終了(件)	10	1,096	140	平均期間(ヶ月)	9.7	7.0	1.3	(全体6.3ヶ月)				目標期間(ヶ月)	11.8	5.6		A
	基準必要	基準値不要																													
		通常	緊急監査																												
検査指示(件)	51	1,907	147																												
検査終了(件)	10	1,096	140																												
平均期間(ヶ月)	9.7	7.0	1.3																												
(全体6.3ヶ月)																															
目標期間(ヶ月)	11.8	5.6																													

<参考>

基準設定必要農薬の検査期間の推移

年度	申請 当年度)	前年度 継続	合計数 (当年+継続)	検査 終了	左欄の平均 期間(ヶ月)
15	9	42(1*)	51	10	9.7
14	22	70(1*)	92	48	10.4
13	39	59	98	27	8.9
12	26	129	155	96	9.9
11	37	133	170	41	13.6
10	63	115	179	46	13.9

*印は、申請取下げ件数で前年度継続数に含まず。

【特記事項】

- 1 基準値必要の農薬について、検査指示が51件であるのに対し、検査終了が10件である。残り41件(有効成分としては12成分)は残留基準値設定のためのADI評価中である。
- 2 基準値不要農薬の通常検査の平均処理期間が7.0ヶ月と遅延し、結果として基準値不要農薬の検査全体が6.3ヶ月となり、目標を超過した理由は、農薬取締法改正等に係る技術的支援を行った事による。具体的には、
 - 農薬使用基準の特別措置の使用承認に係る審査 (6,701件)
 - 農薬使用基準の特別措置に係る試験計画書の審査 (540件)
 - 農薬使用基準の特別措置に係る試験成績の審査 (60件)
 - 農薬残留特殊調査に係る試験成績の審査(21件)
 - 暫定残留農薬基準に係る確認(926件)

検査業務の効率化のための措置

A

細項目の総数 : 3
 評価Aの細項目数: 3 × 2点 = 6点
 評価Bの細項目数: 0 × 1点 = 0点
 評価Cの細項目数: 0 × 0点 = 0点
 合計 6点
 (Aの判定基準: 6点満点 × 9 / 10 合計6点)

(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第2条第3項及び第6条の2第2項

(1) 各試験項目の内容について、申請に当たりその過不足がないかのチェックリストの作成を進める。

申請に必要な各試験項目の内容についてのチェックリストの整備

A: 計画どおり順調に実施された
 B: 概ね計画どおり順調に実施された

【事業報告書の記述】

申請の手引書の進捗に合わせ、内容の検討を終了。

A

<p>(これらの規定を法第15条の2第6項において準用する場合を含む。以下同じ。)に基づく農薬の登録に係る検査のために製造業者及び輸入業者(以下「申請者」という。)から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の効率化を図る。</p>	<p>(2) 申請の手引書の作成を進める。</p> <p>(3) 申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。</p>	<p>C: 計画どおりには実施できなかった</p> <p>各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。</p>		
<p>(2) 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>(4) 必要に応じて試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため検査マニュアルの見直しを進める。平成15年度は特に生態影響等検査マニュアルの見直しのための検討を行う。</p>	<p>検査マニュアルの見直し</p> <p>A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりには実施できなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>検査マニュアル(検査手順細則)を見直し改訂版(案)を取りまとめた。農林水産省から発出予定の要領の発出に合わせ、施行予定。</p>	A
<p>(3) 検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。</p>	<p>(5) 登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。</p>	<p>検査進行管理表に基づく各検査の進行状況の点検及び遅延要因の分析</p> <p>A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりには実施できなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>「検査進行管理表」: 毎月2回作成 進行管理会議: 3か月毎(5、8、11、2月)に実施 検査進行状況の点検、遅延要因の分析により、検査の迅速化を図った。</p>	A
<p>(4) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(6) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>			

<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認業務</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、実地訓練等による職員の資質の向上を通じて、業務の効率化を図ることにより、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間⁽²⁾を5%削減する。</p> <p>(2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、次の措置を講じることにより、平成7年度から11年度までの間にG L P適合確認申請されたものの平均処理期間を基準として申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間⁽²⁾を5%削減する。</p> <p>(2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間⁽²⁾を削減するよう、平成15年度においても引き続き次の措置を講じる。</p> <p>(2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p>	<p>農薬G L P適合確認</p> <p>G L P適合確認業務の効率化 指標 = 各年度における1申請当たりの平均処理期間の削減 (基準 : 平成7年度から平成11年度までの間にG L P適合確認申請がなされたものの1件当たりの平均処理期間) A : 基準と比して削減率n%以上 B : 基準と比して削減率n / 2%以上n%未満 C : 基準と比して削減率n / 2%未満</p> <p>(平成13年度 n = 1 平成14年度 n = 2 平成15年度 n = 3 平成16年度 n = 4 平成17年度 n = 5)</p>	<p>A</p> <p>小項目の総数 : 2 評価Aの小項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの小項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの小項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 4点 (Aの判定基準 : 満点4点 × 9 / 10 合計4点)</p> <p>【事業報告書の記述】 G L P適合確認申請 : 20試験施設 国 (農林水産省) から の 要 請 : 20試験施設 国 (農林水産省) へ の 報 告 : 18試験施設 平均処理期間 : 46.5日 (今年度目標 : 61.1日) (処理期間 = 局長の査察要請 ~ 局長への報告の期間)</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1635 678 2101 790"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">試験施設</th> <th colspan="4">査察分野内訳</th> </tr> <tr> <th>毒性</th> <th>物化性</th> <th>水生</th> <th>運</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>査察実施</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 査察実施数が申請より少ない分野があるのは、年度未申請であったため、査察実施は翌年度になったためである。 1 試験施設で複数分野の査察を受ける施設もあるため、分野合計数は試験施設数とは異なる。</p>		試験施設	査察分野内訳				毒性	物化性	水生	運	申請	20	10	9	6	4	査察実施	20	10	9	5	4
	試験施設	査察分野内訳																								
		毒性	物化性	水生	運																					
申請	20	10	9	6	4																					
査察実施	20	10	9	5	4																					
	<p>(1) G L P適合確認の申請に関する手引書を作成し、申請資料の不備を減少させることにより、審査の円滑化を図る。</p>	<p>(1) 平成14年12月27日付けで各省が所轄するG L Pについて、その適合確認申請の様式が統一化されたことを踏まえ、必要に応じて申請に係る手引書の作成を進める。</p>	<p>G L P適合確認申請に関する手引書の作成 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>A</p> <p>【事業報告書の記述】 「「農薬G L P適合確認の申請に係る資料作成要領」の制定について」平成16年3月31日付15消安第7396号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知が発出された。</p>																						
			<p>G L P適合確認業務の効率化のための措置</p>	<p>A</p> <p>細項目の総数 : 1 評価Aの細項目数 : 1 × 2点 = 2点 評価Bの細項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 2点 (Aの判定基準 : 2点満点 × 9 / 10 合計2点)</p>																						

	(2)新たにGLP適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、GLP査察のためのマニュアルを作成する。	(2)必要に応じて、GLP査察マニュアルの見直しを行う。	必要に応じたGLP査察マニュアルの見直し A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	本年度は見直しの必要がないため、本項目の評価は行わない。 【事業報告書の記述】 昨年度に作成したGLP査察マニュアルを査察時に活用しており、内容について検証中である。	-
	(3)GLP審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識及び経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。	(3)GLP審査・査察に携わる職員(以下、「査察員」という。)の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するGLPに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。			
3 業務運営の効率化による経費の抑制 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。	3 業務運営の効率化による経費の抑制 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。	3 業務運営の効率化による経費の抑制 業務運営の効率化による経費の抑制については、平成15年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。	業務運営の効率化による経費の抑制 指標 = 各年度の運営費交付金で行う事業に係る経費(人件費を除く)の抑制 A：対前年度比の抑制率が1%以上 B：対前年度比の抑制率が0.7%以上1%未満 C：対前年度比の抑制率が0.7%未満	【事業報告書の記述】 対前年度比1%経費の抑制を達成した。	A
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	サービスその他の業務の質の向上	中項目の評価指標 農薬の検査：A 付帯業務：A 立入検査：A (Aの判定基準： 「農薬の検査」がAかつ他の項目がB以上)	A
1 農薬の検査	1 農薬の検査 中期目標においては、以下の事項について取り組むこ	1 農薬の検査 中期目標においては、以下の事項について取り組むこ	農薬の検査	小項目の評価指標	A

<p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の製造業者及び輸入業者（以下「申請者」という。）の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう、次の期間⁽¹⁾内に検査を完了させる。</p>	<p>ととされている。</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう、次の期間⁽¹⁾内に検査を完了させる。</p>	<p>ととされている。</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう次の検査期間⁽¹⁾内に検査を完了させる。</p>	<p>農薬の検査の迅速化</p>	<p>農薬の検査の迅速化：A 生物農薬の検査の迅速化：A 農薬及び生物農薬の検査の迅速化のための措置：A</p> <p>特定農薬の指定のための調査：A （Aの判定基準： 「農薬の検査の迅速化」及び「生物農薬の迅速化」がA）</p> <p>「農薬の検査の迅速化」は、農薬の検査1件毎に着目し、その検査期間が予め設定した目標期間を超えないことにより、申請者の利便に供しようという目的を達成しようとしているものである。</p> <p>細項目の総数：2 評価Aの細項目数：2×2点=4点 評価Bの細項目数：0×1点=0点 評価Cの細項目数：0×0点=0点 合計：4点 （Aの判定基準：4点満点×9/10 合計4点）</p>																																										
<p>ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内</p>	<p>ア 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内</p>	<p>ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内</p>	<p>左記基準設定が必要な農薬 指標 = 1年5か月以内で完了した検査の割合 A：90%以上 B：50%以上90%未満 C：50%未満</p>	<p>【事業報告書の記述】 検査終了（件） 10（検査指示* 51（注）） 目標達成（件） 10（達成率100%） *検査指示：当年度+前年度継続の合計数</p> <p><参考> 基準設定必要農薬の検査の推移年</p> <table border="1" data-bbox="1534 997 2094 1220"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>申請 (当年度)</th> <th>前年度 継続</th> <th>合計数 当+前年度</th> <th>検査 終了</th> <th>左の最長 期間(ヶ月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>9</td> <td>42*(1)</td> <td>51</td> <td>10</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>22</td> <td>70*(1)</td> <td>92</td> <td>48</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>39</td> <td>59</td> <td>98</td> <td>27</td> <td>11.4</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>26</td> <td>129</td> <td>155</td> <td>96</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>37</td> <td>133</td> <td>170</td> <td>41</td> <td>16.6</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>63</td> <td>116</td> <td>179</td> <td>46</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>*括印は、申請取下げ件数で前年度継続数に含まず。</p>	年度	申請 (当年度)	前年度 継続	合計数 当+前年度	検査 終了	左の最長 期間(ヶ月)	15	9	42*(1)	51	10	13.8	14	22	70*(1)	92	48	11.8	13	39	59	98	27	11.4	12	26	129	155	96	12.8	11	37	133	170	41	16.6	10	63	116	179	46	18
年度	申請 (当年度)	前年度 継続	合計数 当+前年度	検査 終了	左の最長 期間(ヶ月)																																									
15	9	42*(1)	51	10	13.8																																									
14	22	70*(1)	92	48	11.8																																									
13	39	59	98	27	11.4																																									
12	26	129	155	96	12.8																																									
11	37	133	170	41	16.6																																									
10	63	116	179	46	18																																									
<p>イ ア以外の農薬の検査については11か月以内</p>	<p>イ ア以外の農薬の検査については11か月以内</p>	<p>イ ア以外の農薬の検査については11か月以内</p>	<p>基準設定が必要な農薬以外の農薬 指標 = 11ヶ月以内で完了した検査の割合 A：90%以上 B：50%以上90%未満 C：50%未満</p>	<p>【事業報告書の記述】 ・通常検査について 検査終了（件） 1,096 （検査指示 1,907） 目標達成（件） 1,051（達成率96%） ・緊急検査*について</p>																																										

				<p>検査終了(件) 140 (検査指示 147) 目標達成(件) 140(達成率100%)</p> <p>*緊急検査：農薬取締法改正による緊急登録要望農薬の検査</p> <p>【特記事項】 目標を達成できなかった45件(4%)については、国における検討の対応を待って検査を行ったものである。</p>	
<p>(2)また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査についても、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る</p>	<p>(2)また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。</p>	<p>(2)また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実を図ること等により一層の迅速化を図る。</p>	<p>生物農薬の検査の迅速化 指標 = 各年度における1申請当たりの平均検査期間の削減(基準：平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた生物農薬の平均検査期間) A：基準と比して削減率n%以上 B：基準と比して削減率n/2%以上n%未満 C：基準と比して削減率n/2%未満</p> <p>〔平成13年度 n=2〕 〔平成14年度 n=4〕 〔平成15年度 n=6〕 〔平成16年度 n=8〕 〔平成17年度 n=10〕</p>	<p>【事業報告書の記述】 検査指示*：17件 (検査指示*：当年度+前年度継続の農林水産大臣からの検査指示の合計) 検査終了：14件 平均検査期間：6.4ヶ月 (15年度目標：8.1ヶ月)</p>	A
	<p>上記に対処するため、次の措置を講じるとともに、各年度ごとの達成状況を把握し、次年度の業務に反映させる。</p>	<p>このため、これを達成するために平成15年度においても引き続き次の措置を講じる。</p>	<p>農薬及び生物農薬の検査の迅速化のための措置</p>	<p>細項目の総数：4 評価Aの細項目数：4×2点=8点 評価Bの細項目数：0×1点=0点 評価Cの細項目数：0×0点=0点 合計 8点 (Aの判定基準：8点満点×9/10 合計8点)</p>	A
<p>法第2条第3項及び第6条の2第2項に基づく農薬の登録に係る検査のために申請者から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を</p>	<p>各試験項目の内容について、申請に当たりその不足がないかのチェックリストの作成を進める。</p> <p>申請の手引書の作成を</p>	<p>各試験項目の内容について、申請に当たりその不足がないかのチェックリストの作成を進める。</p> <p>申請の手引書の作成を</p>	<p>申請に必要な各試験項目の内容についての申請の手引書の整備 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p> <p>〔各年度の年度計画において規定されている具〕</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産省から発出予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて、農薬登録申請書記載上の留意事項をまとめた資料を発出すべく検討を終了。</p>	A

<p>記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の迅速化を図る。</p>	<p>進める。</p> <p>申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。</p>	<p>（体的目標に基づき、達成度合を評価する。）</p> <p>申請者からの事前相談への対応の充実 A：行った C：行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 新規に申請される農薬の有効成分のヒアリングを4回（計4剤）実施。</p>	<p>A</p>
<p>試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>必要に応じて試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため検査マニュアルの見直しを進める。平成15年度は特に生態影響等検査マニュアルの見直しのための検討を行う。</p>			
<p>検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。</p>	<p>登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。</p>			
<p>農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>検査所内外における研修への参加等による職員の資質の向上 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p> <p>（各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。）</p>	<p>【事業報告書の記述】 検査所外の研修：3名参加（技術協力専門家養成研修、専門技術（毒性）研修等） 検査所内の研修：のべ31名参加（残留分析実習等7コース）</p>	<p>A</p>
<p>生物農薬の申請については、検査体制を充実することにより、特に、当該農薬の検査の迅速化を図る。</p>		<p>生物農薬の検査体制の充実 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p> <p>（各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。）</p>	<p>【事業報告書の記述】 微生物農薬検討委員会：3回開催</p>	<p>A</p>

		(3) 国からの要請に応じて、特定農薬の指定又は変更に必要な農薬の検査を行うため、当該農薬の薬効薬害等について調査、分析又は試験を行う。	特定農薬の指定のための調査 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具 体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	【事業報告書の記述】 国からの要請に応じ、申請者が国に提出した資料(14件)について、国から発出された特定防除資材(特定農薬)指定のための評価指針に基づき審査を行った。	A
2 1の業務に付帯する業務	2 1の業務に付帯する業務	2 1の業務に付帯する業務	1の業務に付帯する業務	<p>中項目の総数 : 8 評価Aの中項目数 : 7 × 2点 = 14点 評価Bの中項目数 : 1 × 1点 = 1点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 15点 (Aの判定基準 : 16点満点 × 9/10 合計15点)</p>	A
(1) 農薬G L P適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中、G L Pの審査・査察に係る体制整備を行うことにより業務の迅速化を図り、査察実施後6週間以内に国に報告を行う。	(1) 農薬G L P適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、次の措置を講じる。	(1) 農薬G L P適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、平成15年度には次の措置を講じる。	農薬G L P適合確認の迅速化	<p>細項目の総数 : 2 評価Aの細項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの細項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 4点 (Aの判定基準 : 4点満点 × 9/10 合計4点)</p>	A
			G L P業務の迅速化 指標 = G L P査察実施後6週間以内に国に報告を行った件数の割合 A : 90%以上 B : 50%以上90%未満 C : 50%未満 以下の細項目を踏まえるとともに特筆すべき事項を併せて評価する。	【事業報告書の記述】 最長期間 : 27日(査察18試験施設) (100%目標達成) 目標期間 : 42日(=6週間)	A
			G L P業務の迅速化のための措置	<p>微項目の総数 : 2 評価Aの微項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの微項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの微項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 4点 (Aの判定基準 : 4点満点 × 9/10 合計4点)</p>	A

	ア 新たにG L P適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、G L P査察のためのマニュアルを作成する。	ア 必要に応じて、G L P査察マニュアルの見直しを行う。			
	イ G L P審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識、経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。	イ 査察員の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するG L Pに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。	定期研修や実地査察への参加等による職員資質の向上 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	【事業報告書の記述】 実地研修の実施：9回、計9名（全査察20回中） （査察回数：3回以下の者に対し実地研修を行った） 外部機関主催のG L Pに関する研究会：4名参加 検査所内のG L P基礎研修：9名参加 以上により、査察員の資質の向上を図った。	A
	ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。	ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。	G L P査察実施後の迅速な評価の実施 指標 = G L P査察実施後3週間以内に評価会議を開催した件数の割合 A：90%以上 B：50%以上90%未満 C：50%未満	【事業報告書の記述】 取りまとめ最長期間：15日（査察20試験施設） （100%目標達成） 目標取りまとめ期間：21日（=3週間）	A
(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。	(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。	(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、平成15年度においては次の調査及び研究を行う。	調査研究	細項目の総数：2 評価Aの細項目数：1×2点=2点 評価Bの細項目数：1×1点=1点 評価Cの細項目数：0×0点=0点 合計 3点 (Bの判定基準： 4点満点×5/10 合計3点<4点満点×9/10)	B
ア 農薬に係るO E C Dテストガイドライン等の検証に取り組むとともに、について、国との連携の下、検討を行う。	ア 農薬の土壌中での移行性を評価するためO E C Dで検討されているテストガイドライン（案）の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行	ア 農薬の土壌中での移行性を評価するためO E C Dで検討されている地下移行性に関するテストガイドライン（案）に係る情報の収集、カラムリーチング試験の実施及び検討	農薬に係るO E C Dテストガイドラインの検証及び我が国への導入の可能性の検討等 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具)	【事業報告書の記述】 ア 農薬の土壌中での移行性評価試験の検討 平成15年度は、情報の収集、カラムリーチング試験の実施及び検討を計画していた。 本年度は、前年度同様、8農薬・4土壌を供試して、湛水条件あるいは非湛水条件でカラムリーチング試験を行い、相対的移動指数（R M F）及び移動度を測定	A

	う。		<p>体的目標に基づき、達成度合を評価する。</p>	<p>した。湛水中の農薬濃度やカラム第1層土壌中での農薬分布の測定及びカラムへの水の滴下方法を検討した。4土壌を用い臭化カリウムを添加して非湛水条件でカラムリーチング試験を行い、臭素イオンの溶出開始時間、溶出終了時間を測定するとともに、波崎土壌については、土壌の充填方法を変えた試験及び湛水条件での試験を行った（試験中）。ライシメーターにおける浸透水量を測定した。</p> <p>その結果、一部の土壌において、移動度は非湛水条件と比べ湛水条件の方が大きくなったが、RMFは両条件ともほぼ同じであった。また、湛水条件において、水深を変えた試験を行ったところ、移動度は水深4cmの方が水深0cmよりもやや小さくなったが、RMFはほぼ同じであった。カラム第1層内での農薬の分布は、湛水条件の場合、カラム内側と外側はほぼ同じであったが、非湛水条件の場合は外側の濃度は内側と比べて高くなった。非湛水条件において、4cm及び5cmガラスフィルター、ろ紙製5cm円すいを用いて給水したが、カラムに水を均一に供給することは困難であった。湛水中の農薬濃度を6時間後及び24時間後に測定したところ、土壌に添加した農薬の湛水中への溶脱がみられ、その濃度は経時的に減衰した。</p> <p>平成15年度においては、計画どおり情報の収集、カラムリーチング試験の実施及び検討を行うことができた。</p>	
<p>イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む。</p> <p>なお、調査研究に係る目標の作成に当たっては、次のように定義した用語を使用し、段階的な達成目標を示している。また、調査研究の対象等を明示することにより、必ず達成すべき目標を具体的に示している。</p> <p>「取り組む」：新たな研究課題に着手して、試験研究を推進すること。</p>	<p>イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組み、農薬の見本の検査に反映させる。具体的には、有効成分に含まれるダイオキシン等について、その分析法を確立する。</p>	<p>イ 農薬中に含まれるおそれのあるダイオキシン類について二重収束型GC-M Sによる分析の試行及び検討</p>	<p>農薬中の有害副成分の分析技術の研究</p> <p>A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった</p> <p>〔各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。〕</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>イ 農薬中ダイオキシン類の分析技術の研究</p> <p>中期計画に基づき、農薬中の有害副成分、具体的には有効成分に含まれるダイオキシン等についてその分析法を確立することとしている。</p> <p>本年度は、基本技術の検討として、次の2項目について検討を行った。</p> <p>1．GC-MS測定条件等に関する検討</p> <p>ダイオキシン類の検出に用いる高分解能二重収束型ガスクロマトグラフ質量分析計（GC-MS）測定条件及び感度・再現性の検討を行った。その結果、検量線の直線性は、良好な結果が得られた。</p> <p>2．分析操作に関する検討</p> <p>分析に使用する試薬及び器具等の汚染の確認のためブランク試験を行った。その結果、試薬及び器具等の汚染はなかった。本操作は、一定期間ごとに再確認の予定である。</p> <p>クデルナ・ダニッシュ濃縮器（KD管）を使用した室</p>	B

				<p>素気流下における濃縮操作の検討を実施した。その結果、窒素気流が強いとダイオキシン類の回収が悪くなり、飛散していると考えられた。また管の中央に気流を導入しないと溶媒が速やかに揮発しないことがわかった。</p> <p>カラムクロマトグラフィーによるクリーンアップを検討するため、13Cラベルのダイオキシン類を使用してシリカゲルカラム及びアルミナカラムによる分画試験を実施した。その結果、シリカゲルカラムの場合、ダイオキシン類(PCDDs、PCDFs及びCo-PCBs)は、ヘキサン50mlで溶出した。一方、アルミナカラムの場合は、先ず5%(v/v)ジクロロメタン含有ヘキサン150mlでCo-PCBsを溶出し、続いて50%(v/v)ジクロロメタン含有ヘキサン100mlでPCDDs及びPCDFsを溶出することができた。(継続中)</p> <p>平成15年度は、計画どおり基本技術の検討を実施したが、平成14年度に、二重収束型GC-MSのリース契約が遅れたことにより、平成15年度の研究の進捗状況にも影響が生じた。</p>	
<p>(3) 農薬に関する情報提供等</p> <p>消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、消費者、生産者等からの問い合わせに対応する。</p>	<p>(3) 農薬に関する情報提供等</p> <p>消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、以下のような具体的措置を講ずる。</p>	<p>(3) 農薬に関する情報の提供等</p> <p>消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬に対する国民の理解を深めるため、平成15年度は以下のような措置を講じ農薬に関する情報を積極的に提供する。</p>	<p>農薬に関する情報の提供等</p>	<p>細項目の総数 : 2 評価Aの細項目数: 2 × 2点 = 4点 評価Bの細項目数: 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数: 0 × 0点 = 0点 合計 4点 (Aの判定基準: 4点満点 × 9 / 10 合計4点)</p>	A
	<p>ア ホームページに、農薬の登録及び失効に関する情報のほか、使用方法、安全性等に関する情報を追加し、掲載内容の充実を図ることにより、農薬に関する情報を積極的に提供する。</p>	<p>ア 農薬検査所のホームページに掲載している農薬の登録及び失効に関する情報以外に、使用方法等、新たにホームページに追加掲載する情報について検討を行う。</p>	<p>ホームページに追加掲載する情報の検討</p> <p>A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりに実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>農薬の登録に関する情報等を掲載し、内閣府食品安全委員会における評価が終了した農薬については、登録時にその評価の基となった試験成績の概要を掲載する方向で検討中。</p>	A
	<p>イ 消費者、生産者等からの問い合わせに適切に対応する。</p>	<p>イ アに対応するため、農薬検査所が保有する農薬に関するデータベースの追加及び情報提供に対応したシステムの構築について検討</p>	<p>データベースの追加及びシステム構築の検討</p> <p>A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりに実施できなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>利用者の利便性を考慮しデータベースの再確認を行い、またシステム構築のため仕様の検討を行った。</p>	A

		を行う。	(各年度の年度計画において規定されている具 体的目標に基づき、達成度合を評価する。)		
(4) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び 安全性の確保を図るととも に、農薬の検査を適切に行 うため、コーデックス食品 規格委員会 (Codex Aliment arius Commission) や O E C D 加盟国で作成されている 農薬の毒性及び残留性の評 価概要 (モノグラフ)、国 内外の主要農薬ごとの文献 情報等を積極的に入手し、 これらの情報の分類・整理 を行う。	(4) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び 安全性の確保を図るととも に、農薬の検査を適切に行 うため、以下のとおり、コ ーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commis sion) や O E C D 加盟国で作 成されている農薬の毒性及 び残留性の評価概要 (モノ グラフ)、国内外の主要農 薬ごとの文献情報等を積極 的に入手し、これらの情報 の分類・整理を行う。 ア コーデックス食品規格 委員会、O E C D 加盟国で 作成されているモノグラフ 等を入手し、検査の適正化 及び迅速化に反映させる。 イ 国内外の各種会議への 参加を通じて最新の情報を 入手し、検査の適正化及び 迅速化に反映させる。	(4) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び 安全性の確保を図るととも に、農薬の検査を適切に行 うため、以下のとおり、コ ーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commi ssion) や O E C D 加盟国で 作成されている農薬の毒性 及び残留性の評価概要 (モ ノグラフ)、国内外の主要 農薬ごとの文献情報等を積 極的に入手し、これら情報 の分類・整理を行う。	情報収集等	細項目の総数 : 2 評価Aの細項目数: 2 × 2点 = 4点 評価Bの細項目数: 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数: 0 × 0点 = 0点 合計 4点 (Aの判定基準: 4点満点 × 9 / 10 合計4点)	A
			コーデックス食品規格委員会及びO E C D 加 盟国で作成されているモノグラフ等の検査へ の反映 A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりに実施できなかった	【事業報告書の記述】 各種会議等への参加、またインターネット等を通じ た情報収集 分野毎に分類、整理し検査等に活用。 (1)毒性: 17種、(2)環境: 13種、(3)品質: 39種、 (4)効果及び薬害: 25種、(5)残留農薬: 7種、(6)G L P: 1種、(7)調査研究等: 17種の計119種類	A
			国内外の各種会議への参加を通じて最新の情 報の検査への反映 A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりに実施できなかった		A
(5) 研修・指導等 都道府県等からの要請に 応じ、農薬の適正使用の確 保に関する研修会、技術指 導会等を開催し、又は職員 を講師として派遣する。	(5) 研修・指導等 都道府県等からの要請に 応じ、農薬の適正使用の確 保に関する研修会、技術指 導会等を開催し、又は職員 を講師として派遣する。	(5) 研修・指導等 都道府県等からの要請に 応じ、農薬の適正使用の確 保に関する研修会、技術指 導会等を開催し、又は職員 を講師として派遣する。	研修・指導等 指標 = 都道府県等からの要請に応じ、農薬の適 正使用の確保に関する研修会、技術指導会 等に、職員を講師として派遣したか。 A: 要請に応じて講師を派遣した B: 概ね要請に応じて講師を派遣したが、一部 応じられなかった C: ほとんど要請に応じられなかった (各年度の年度計画において規定されている具 体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	【事業報告書の記述】 講師派遣: 17件 (全講師派遣依頼に対応) (東京都ほか2府県、(社)日本植物防疫協会ほか4 団体、横浜植物防疫所、農林水産省統計部等からの要 請) 検査所内講義: 11件 (全研修依頼に対応) (韓国、フィリピン、中国、各種農業者団体等から農 薬登録検査に関する研修依頼)	A
(6) 国際調和への対応 中期目標の期間中におい て、	(6) 国際調和への対応 新たなO E C Dのテスト ガイドライン等の策定並び に外国・地域との間におけ	(6) 国際調和への対応 平成15年度にはO E C D 農薬作業部会及びG L P 作業部会等の開催が予定さ	国際調和への対応 指標 = 国からの要請を受けて、以下の事項につ いて対応したか O E C D 環境政策委員会農薬作業部会等の作	【事業報告書の記述】 国からの要請によりO E C D 農薬作業部会4件及び O E C D - G L P 作業部会1件に職員を派遣した。 また、日・E U 相互承認協定 (G L P 分野) に基づき、	A

<p>ア 新たなOECDのテストガイドライン等の策定</p> <p>イ 外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国との連携・協力の下、以下の取組を行う。</p> <p>ア OECD環境政策委員会農業作業部会等の作業に参加し、農業登録制度に係る国際的調和を推進する。</p> <p>イ コーデックス残留農薬部会(Codex Committee on Pesticide Residues)の作業に参加し、国際的農薬残留に係る基準の設定に貢献する。</p> <p>ウ 日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行に貢献する。</p>	<p>るGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国との連携・協力の下、以下の取組を行う。</p> <p>ア OECD環境政策委員会農業作業部会等の作業に参加し、農業登録制度に係る国際的調和を推進する。</p> <p>イ コーデックス残留農薬部会(Codex Committee on Pesticide Residues)の作業に参加し、国際的農薬残留に係る基準の設定に貢献する。</p> <p>ウ 日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行に貢献する。</p>	<p>れているので、国との連携・協力の下、これらの会議に職員を出席させ、農業の検査に関する国際調和を図る。</p>	<p>業への参加 コーデックス残留農薬部会の作業への参加 日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行への貢献</p> <p>A：すべての要請に対応した B：概ね要請に対応したが、一部対応できなかった C：ほとんど要請に対応できなかった</p> <p>(国からの要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p>	<p>当所が査察した農薬GLP試験施設のリストを国に報告した。</p>	
<p>(7) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農業に関する専門技術的な面での支援を行う。</p>	<p>(7) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農業に関する専門技術的な面での支援を行う。</p> <p>ア フィリピン農業残留プロジェクト等、JICAのプロジェクトに職員を派遣し、途上国の農業検査技術の向上を支援する。</p> <p>イ 海外からの研修生を積極的に受け入れ、途上国の農業検査技術の向上を支援する。</p>	<p>(7) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、海外からの研修生の受け入れ等農業に関する専門技術的な面で支援を行う。</p>	<p>海外技術支援 指標 = 発展途上国からの要請を受けて、以下の事項について対応したか JICAのプロジェクトへの職員の派遣 海外からの研修生の受け入れ A：すべての要請に対応した B：概ね要請に対応したが、一部対応できなかった C：ほとんど要請に対応できなかった</p> <p>(発展途上国からの要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない)</p>	<p>本年度は要請がなく、実績がないため、本項目の評価は行わない。</p> <p>【事業報告書の記述】 平成15年度においては、該当なし 平成15年度においては、該当なし</p>	-
<p>(8) アンケート調査の実施 検査所が行う農業の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農業の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート</p>	<p>(8) アンケート調査の実施 検査所が行う農業の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農業の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対し定期的な</p>	<p>(8) アンケート調査の実施 中期目標期間中には、検査所が行う業務について、その業務の質を向上するために申請者に対してアンケート調査を行うこととして</p>	<p>申請者及び国内管理人に対するアンケート調査による登録検査業務の質の向上 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具</p>	<p>【事業報告書の記述】 行政サービスの改善に係るアンケート調査の実施について申請者団体に説明を行った上で、申請者及び国内管理人(総計200者)に対し、郵送によるアンケート調査を行った。 アンケートの総回収数は105件で回収率は53%であった。複数あった要望(指摘)については、改善</p>	A

ト調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。	アンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。	いるが、平成15年度にも引き続き当該アンケート調査を実施する。	体的目標に基づき、達成度合を評価する。	措置を検討し、それに対応した。また、アンケート結果及び改善措置について、申請者団体に説明を行った。	
<p>(9) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止等を図るなど、これらの情報を適正に保全・管理する。</p>	<p>(9) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等を適正に保全・管理するため、以下の取組を行う。</p> <p>ア 当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止措置を講じるため、データ等の一括管理体制を確立する。</p>	<p>(9) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、十分な保全・管理を行い、第三者による不正侵入防止措置を講じてきたところであるが、平成15年度もこの措置を講じるとともに、試験成績の毀損及び劣化の防止等のため、前年と同程度の件数の試験成績について磁気媒体（光ディスク）に転写し、保管する。</p>	<p>情報の保全・管理</p> <p>データ等の一括管理体制の確立 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった</p> <p>〔各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。〕</p>	<p>【事業報告書の記述】 毒性試験成績を磁気媒体に転写：916件 (環境省との共同作業)</p> <p>細項目の総数：2 評価Aの細項目数：2×2点=4点 評価Bの細項目数：0×1点=0点 評価Cの細項目数：0×0点=0点 合計：4点 (Aの判定基準：4点満点×9/10 合計4点)</p> <p>【特記事項】 農薬検査高度情報管理棟の竣工によりLANが敷設され、情報の共有体制を整備した。 登録票作成の情報システムについては、入力方法等、各処理の改善及び農薬取締法の改正に伴う作物名グループ化に対応したコードの見直しの他、昨年度に引き続き新情報システムの機能改善を行った。</p>	A
イ データの毀損を防止するため、磁気媒体への転写を推進する。			<p>データの磁気媒体への転写の推進 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった</p> <p>〔各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。〕</p>	<p>【事業報告書の記述】 毒性試験成績を磁気媒体に転写：916件</p>	A
		<p>(10) 国の施策に対する技術的協力</p> <p>国が行う農薬の安全性に係る基準の設定等について、技術的な観点から協力をを行う。</p>		<p>【事業報告書の記述】 農薬取締法改正に係る技術的支援 国からの要請に応じ、農薬取締法改正作業及びその施行に伴う国の事務について技術的な支援を行った。 農薬使用基準の特別措置の使用承認に係る審査(6,701件) 農薬使用基準の特別措置に係る試験計画書の審査(540件) 農薬使用基準の特別措置に係る試験成績の審査(60件) 農薬残留特殊調査に係る試験成績の審査(21件) 暫定残留農薬基準に係る確認(926件)</p>	
3 農薬取締法等の規定に	3 農薬取締法等の規定に	3 農薬取締法等の規定に	農薬取締法の規定による集取及び立入検査		A

<p>よる集取、立入検査等</p> <p>(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条の2の規定による農薬又はその原料(以下「農薬等」という。)の集取及び立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に基づき適切に実施する。</p> <p>また、農薬等の集取又は立入検査を実施した場合にあっては、その結果を立入検査等実施後、原則として1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>よる集取、立入検査等</p> <p>(1) 法第13条の2の規定による農薬又はその原料(以下「農薬等」という。)の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>よる集取及び立入検査等</p> <p>(1) 法第13条の2に規定する農薬又はその原料(以下「農薬等」という。)の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>		<p>中項目の総数 : 2 評価Aの細項目数: 2 × 2点 = 4点 評価Bの細項目数: 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数: 0 × 0点 = 0点 合計 4点 (Aの判定基準: 4点満点 × 9 / 10 合計4点)</p>	
			<p>集取又は立入検査実施後、検査結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行った件数の割合</p> <p>A: 90%以上 B: 50%以上90%未満 C: 50%未満</p> <p>集取農薬の検査に時間を要する場合には、集取農薬の検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告することになっている旨に留意する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 農薬の適正な製造、販売及び使用を確保するため、製造者、販売者等に対する立入検査を実施した。また、無登録農薬の製造、販売の事実確認のため国及び都道府県と連携して緊急に製造者等に対する立入検査、農薬の集取及び集取農薬の分析を行った。 販売者、製造者等に対する立入検査等 立入検査: 1県下、10販売者 29県下、79製造場等 立入検査処理期間: 最長26日(集取農薬検査除く) (100%目標達成) 目標検査期間: 1ヶ月 (") 集取農薬等の検査結果 集取農薬の検査: 66点(容器または包装及びその表示事項等については報告済み) 無登録農薬の分析等(農林水産省からの要請) (国の農薬取締法に基づく監督処分等に資するため) 無登録農薬の分析: 6種類、8検体(有効成分及び含有量について検査) 更に、本監督処分等の実施に際し、国に人的貢献をした。</p>	A
			<p>立入検査業務の迅速化のための措置</p>	<p>細項目の総数 : 4 評価Aの細項目数: 4 × 2点 = 8点 評価Bの細項目数: 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数: 0 × 0点 = 0点 合計 8点 (Aの判定基準: 8点満点 × 9 / 10 合計8点)</p>	A
<p>ア 立入検査</p> <p>立入検査マニュアルを作成し、立入検査業務の適正化・迅速化を図る。</p>	<p>ア 立入検査</p> <p>立入検査業務の適正化・迅速化を図るため作成した立入検査マニュアルについて必要に応じて見直しを行</p>	<p>立入検査マニュアルの作成</p> <p>A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりには実施できなかった</p>		<p>【事業報告書の記述】 立入検査及び集取農薬の検査を円滑に行うためマニュアルを改正した。</p>	A

		う。	(各年度の年度計画において規定されている具 体的目標に基づき、達成度合を評価する。)		
	イ 農薬等の集取 集取マニュアルを作成 し、集取した農薬等の検査 の迅速化を図る。	イ 農薬等の集取 集取した農薬の検査の迅 速化を図る作成した集取マ ニュアルについて必要に応 じて見直しを行う。	農薬の集取マニュアルの作成 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具 体的目標に基づき、達成度合を評価する。)	【事業報告書の記述】 立入検査及び集取農薬の検査を円滑に行うためマニ ュアルを改正した。	A
(2) 遺伝子組換え生物等 の使用等の規制による生物 の多様性の確保に関する法 律(平成15年法律第97 号)第32条の規定に基づ き、同条第2項の農林水産 大臣の指示に従い、立入り、 質問、検査及び収去を的確 に実施する。	(2) 遺伝子組換え生物等 の使用等の規制による生物 の多様性の確保に関する法 律(平成15年法律第97 号)第32条の規定に基づ き、同条第2項の農林水産 大臣の指示に従い、立入り、 質問、検査及び収去を的確 に実施する。	(2) 遺伝子組換え生物等 の使用等の規制による生物 の多様性の確保に関する法 律(平成15年法律第97 号)第32条の規定に基づ き、同条第2項の農林水産 大臣の指示に従い、立入り、 質問、検査及び収去を 的確に実施する。	立ち入り、質問、検査及び収去の実施 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具 体的目標に基づき、達成割合を評価する。)	本年度は農林水産大臣の指示がなく、実績がないため 本項目の評価は行わない。	-
第4 財務内容の改善に関 する事項 適切な業務運営を行うこ とにより、収支の均衡を図 る。	第3 予算、収支計画及び 資金計画	第3 予算、収支計画及び 資金計画	予算、収支計画及び資金計画	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中項目の総数 : 2 評価Aの細項目数: 2 × 2点 = 4点 評価Bの細項目数: 0 × 1点 = 0点 評価Cの細項目数: 0 × 0点 = 0点 合 計 : 4点 (Aの判定基準: 4点満点 × 9 / 10 合計4点)</p> </div>	A
			経費(事業費及び一般管理費)節減に係る取 り組み (支出の削減についての具体的方針及び実績等) A：取り組みは十分であった B：取り組みはやや不十分である C：取り組みは不十分であった 本指標の評価に当たっては、中期計画に定 める「業務運営の効率化による経費の抑制」の 評価結果に十分配慮するものとする。	消耗品について規格の統一化、一括購入を行う等 により支出の削減に努めた。	A
			法人運営における資金の配分状況 (人件費、事業経費、一般管理費等法人全体の 資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、	事業費等の配分については、各部門からヒアリング を実施し、資金を効率的に配分した。	A

		<p>予算決定方式等)</p> <p>A：効果的な資金の配分は十分であった</p> <p>B：効果的な資金の配分はやや不十分であった</p> <p>C：効果的な資金の配分は不十分であった</p>		
<p>第4 短期借入金の限度額 1億円 (想定される理由)</p> <p>運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 1億円 (想定される理由)</p> <p>運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>短期借入金の有無、借入に至った理由等 (法人の短期借入金について、借入の有無、借入に至った場合の理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み)</p> <p>A：借入は行われなかった、又は借入に至った理由等は適切であった</p> <p>B：借入に至った理由等はやや不適切であった</p> <p>C：借入に至った理由等は不適切であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>該当はなかった。</p>	-
<p>第5 剰余金の使途</p> <p>業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。</p>	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。</p>	<p>剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果)</p> <p>A：得られた成果は十分であった</p> <p>B：得られた成果はやや不十分であった</p> <p>C：得られた成果は不十分であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。 (中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)</p>	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>該当はなかった。</p>	-
<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する</p>	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する</p>	<p>その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>中項目の総数：2 評価Aの細項目数：1×2点=2点 評価Bの細項目数：1×1点=1点 評価Cの細項目数：0×0点=0点 合計 3点 (Bの判定基準： 4点満点×5/10 合計3点<4点満点×9/10)</p>	B
<p>1 施設及び設備に関する計画</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画</p>	<p>施設及び設備に関する計画 (中期計画に定められている施設及び設備につ</p>	<p>【事業報告書の記述】 農薬検査高度情報管理施設を新設した。</p>	A

<p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>いての当該事業年度における改修、整備前後の業務運営の改善の成果) A：改善の成果は十分であった B：改善の成果はやや不十分であった C：改善の成果は不十分であった</p>	
<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>職員の人事に関する計画</p>	<p>小項目の総数 : 3 評価Aの小項目数: 2 × 2点 = 4点 評価Bの小項目数: 1 × 1点 = 1点 評価Cの小項目数: 0 × 0点 = 0点 合計 5点 (Bの判定基準: 6点満点 × 5 / 10 合計5点 < 6点満点 × 9 / 10)</p>
<p>(1)方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農薬の試験項目の増大、GLP適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。 イ 生態影響、環境基準等に係る農薬登録検査及び農薬に関する情報の提供等への対応を強化するため、必要な人員を確保する。</p>	<p>(1)方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農薬の試験項目の増大、GLP適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。 イ 生態影響及び環境基準を十分考慮した農薬登録検査、流通農薬検査及び農薬に関する情報の提供等への対応を強化するため、必要な人員を確保する。</p>	<p>職員の人事に関する方針 指標 = 人員の適正配置、必要な人員の確保 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 農薬検査の適正な実施のため、必要な職員の確保に努めた。</p>
<p>(2)人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の109%程度((1)のイに係る増員分を除外した場合には、98%)とする。 (参考) 期初常勤職員 66人 期末常勤職員の見込み</p>	<p>(2)人員に関する指標 年度末の常勤職員数を年度当初の111%程度((1)のイに係る増員分を除外した場合には、100%)とする。 (参考) 年度当初常勤職員 65人 年度末常勤職員の見込み</p>	<p>人員に関する指標 指標 = 年度末の常勤職員数 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>年度末人員：69人</p>

	<p style="text-align: right;">72人</p> <p>(うち(1)のイによる平成15年度の増員は、7人)</p> <p>人件費総額見込み 2,613百万円</p>	<p style="text-align: right;">72人</p> <p>人件費総額見込み 571百万円</p>			
	<p>(3)その他、人材の確保、人材の養成などについての計画</p> <p>人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(3)その他、人材の確保、人材の養成などについての計画</p> <p>人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>その他人材の確保、人材の養成</p> <p>指標 = 職員の任用、研修への職員の参加、国の機関等との人事交流の実施状況</p> <p>A : 計画どおり順調に実施された</p> <p>B : 概ね計画どおり順調に実施された</p> <p>C : 計画どおりに実施できなかった</p>	<p>研修 : 8コース、8人 (平成15年度採用者研修、行政研修等)</p>	<p>A</p>

評価に当たっての考え方	評価結果及びその要因等														
<p>上記各項目ごとの評価を踏まえつつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該評価を行うに至った経緯や特殊事情 ・中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業務その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。 <p>なお、必要がある場合には、業務の適正化を図るために講ずべき措置等も併せて記載するものとする。</p>	<p>【各項目毎の評価】</p> <table border="1" data-bbox="862 331 1541 571"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務運営の効率化</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>サービスの向上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>予算</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>剰余金</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の業務運営</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特殊要因】 平成15年度は、食品安全にかかる一連の法律の成立及び施行、農林水産省の組織再編、マイナー作物の病害虫防除における農薬登録促進要望を受け、以下の対応を行った。</p> <p>農薬取締法施行に伴うマイナー作物に対する農薬登録促進については、作物の形状、利用部位などから類似性の高い作物をグループ化して登録できるようにしたこと等から、平成14度の第4四半期から15年度の前半にかけて、<u>600件を超す変更登録の申請があり、これらについては、緊急登録検査を行った。</u></p> <p>また、グループ化できない作物について、農林水産省は「経過措置」（「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年3月農林水産省令・環境省令第5号）」の附則第3条において、当分の間、都道府県の範囲ごとに農林水産大臣の承認を受けた作物については登録農薬に記載された適用農作物等の範囲に含まれないものであっても使用基準に違反しないとする。とした）を設けた。。この経過措置により承認された作物と農薬の組み合わせは、延べ9,000件を超え、（平成15年12月現在）<u>農薬検査所は、使用承認審査に取り組んだ。</u></p> <p>さらに、経過措置により承認されたマイナー作物と農薬の組み合わせについては、今後、早急に薬効・薬害及び作物残留性に関する試験成績の整備が進められることから、それらの試験設計等に対する技術的助言等に協力している。</p> <p>【評価結果】 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、一部の項目にB評価があったものの、総じて高い評価であること、マイナー作物対策など緊急性、社会的要請が高い業務に十分対応したことを勘案し、独立行政法人農薬検査所の平成15年度業務実績等に関する<u>総合評価としてはAと評価する。</u></p>	大項目	評価	業務運営の効率化	A	サービスの向上	A	予算	A	短期借入金	-	剰余金	-	その他の業務運営	B
大項目	評価														
業務運営の効率化	A														
サービスの向上	A														
予算	A														
短期借入金	-														
剰余金	-														
その他の業務運営	B														